

下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について

1 生活保護減免制度導入の背景

加古川市では昭和 42 年 4 月に下水道条例を制定し、同年 6 月から使用料の徴収を開始しました。生活保護受給者に対する減免については、同年 9 月から加古川市下水道使用料減免基準に基づき、減免を行っています。

また、平成 13 年には加古川市農業集落排水処理施設条例を制定し、平成 14 年から使用料の徴収を開始しました。農業集落排水処理施設使用料についても、下水道使用料と同様に減免を行っています。

その後、平成 27 年 4 月に下水道使用料の減免に関する要綱を施行し、現在に至っています。

生活保護減免の内容については、制度導入当初から使用料の全額免除となっています。

生活保護受給者に対する減免制度導入の経緯については、当時の記録が残っておらず詳細は不明ですが、昭和 42 年当時、下水道使用料というまったく新しい費用の負担を求めるにあたり、生活に困窮している生活保護受給者への負担の軽減が目的であったのではないかと推測されます。

| 年月 | 内容 | 備考 |
|-------------|---|-----------------------------|
| 昭和 42 年 4 月 | 加古川市下水道条例を制定 | |
| 昭和 42 年 6 月 | 下水道使用料の徴収を開始 | |
| 昭和 42 年 9 月 | 加古川市下水道使用料減免基準に基づく生活保護受給者に対する減免制度の運用を開始 | |
| 平成 13 年 3 月 | 加古川市農業集落排水処理施設条例を制定 | |
| 平成 14 年 4 月 | 農業集落排水処理施設使用料の徴収を開始 | 減免制度については、加古川市下水道使用料減免基準を準用 |
| 平成 27 年 4 月 | 下水道使用料の減免に関する要綱による減免を開始 | |

2 生活保護減免の状況

平成 28 年度の生活保護減免実績は減免人数 1,074 世帯、減免件数 6,332 件、減免金額 17,132,390 円となっています。平成 18 年度実績と比較すると、世帯数は 89.4%、減免件数は 96.3%、減免金額は 92.1%の増加となっています。

増加の理由としては、生活保護受給者数自体が増加したこと、下水道の普及によって減免の対象となる生活保護受給者数が増えたこと等が考えられます。

生活保護減免の推移

| 年度 | 減免世帯数 | 減免件数 | 減免金額 |
|----------|----------|---------|--------------|
| 平成 18 年度 | 547 世帯 | 3,225 件 | 8,920,130 円 |
| 平成 19 年度 | 579 世帯 | 3,409 件 | 9,269,880 円 |
| 平成 20 年度 | 635 世帯 | 3,644 件 | 9,879,890 円 |
| 平成 21 年度 | 695 世帯 | 4,001 件 | 11,605,220 円 |
| 平成 22 年度 | 819 世帯 | 4,605 件 | 13,356,910 円 |
| 平成 23 年度 | 881 世帯 | 5,165 件 | 14,613,740 円 |
| 平成 24 年度 | 933 世帯 | 5,452 件 | 15,381,590 円 |
| 平成 25 年度 | 953 世帯 | 5,712 件 | 15,845,920 円 |
| 平成 26 年度 | 998 世帯 | 5,793 件 | 15,707,760 円 |
| 平成 27 年度 | 1,036 世帯 | 6,126 件 | 16,572,830 円 |
| 平成 28 年度 | 1,074 世帯 | 6,332 件 | 17,132,390 円 |

3 他市の状況（兵庫県内・平成 29 年 8 月現在）

兵庫県内 29 市のうち、加古川市を含む 8 市が生活保護受給者に対する減免制度を有しています。一方、減免制度を有していない市は 21 市あり、このうち 5 市は、過去に有していた減免制度を、現在は廃止しています。廃止の理由については、二重給付の解消や行政改革によるものが多くなっています。

減免制度がある市（8 市）

| 市 | 減免内容 |
|------------------|------|
| 加古川市、豊岡市、高砂市、加西市 | 全部免除 |
| 芦屋市、宝塚市、養父市、丹波市 | 一部免除 |

近年減免制度を廃止した市（5 市）

| 市 | 減免内容 | 廃止時期 | 備考 |
|-----|------|------------------|--------|
| 西宮市 | 一部免除 | 平成 18 年 3 月 31 日 | |
| 神戸市 | 一部免除 | 平成 18 年 9 月 30 日 | |
| 尼崎市 | 一部免除 | 平成 21 年 3 月 31 日 | |
| 明石市 | 全部免除 | 平成 25 年 9 月 30 日 | 経過措置あり |
| 川西市 | 一部減免 | 平成 29 年 3 月 31 日 | |

4 廃止の理由

下水道事業は平成27年度から公営企業会計に移行しており、独立採算を基本とし、受益者負担の原則による運営が求められています。使用者は使用水量に応じて適正料金を負担するべきであり、生活保護受給者に対する減免制度は公営企業会計の原則に馴染まないものです。

また、生活保護受給者に支給されている保護費に下水道使用料相当分が含まれていることは、厚生労働省社会保障審議会における会議録や厚生労働省事務次官通知等から明らかであり、下水道使用料を減免することにより実質的な二重給付の状態となっています。減免による減収分については、その半分は一般会計により補填され、残りの半分は他の一般の利用者が実質的に負担している状況であり、使用者間で不公平が生じています。

以上の理由から、生活保護受給者に対する下水道使用料減免制度を廃止したいと考えています。

参考資料

- ・ 加古川市下水道条例（抜粋）…………… 6
- ・ 加古川市下水道条例施行規程（抜粋）…………… 6
- ・ 加古川市農業集落排水処理施設条例（抜粋）…………… 6
- ・ 加古川市農業集落排水処理施設条例施行規程（抜粋）…………… 6
- ・ 加古川市下水道使用料の減免に関する要綱…………… 7
- ・ 生活保護制度の概要…………… 9
- ・ 加古川市下水道使用料料金体系……………10
- ・ 加古川市下水道使用料早見表……………10
- ・ 生活保護減免にかかる兵庫県内 29 市の状況……………11

○加古川市下水道条例（抜粋）

（使用料等の減免）

第 21 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

○加古川市下水道条例施行規程（抜粋）

（使用料等の減免申請等）

第 36 条 条例第 21 条の規定による減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第 25 号）又は下水道敷等占用料減免申請書（様式第 26 号）を提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合については、この限りではない。

○加古川市農業集落排水処理施設条例（抜粋）

（使用料の減免）

第 16 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

○加古川市農業集落排水処理施設条例施行規程（抜粋）

（使用料の減免申請等）

第 13 条 条例第 16 条の規定による減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書（様式第 12 号）を提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合については、この限りではない。

下水道使用料の減免に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市下水道条例（昭和 42 年条例第 21 号。以下「下水道条例」という。）第 21 条に規定する下水道使用料及び加古川市農業集落排水処理施設条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「農集条例」という。）第 16 条に規定する農業集落排水処理施設使用料の減免について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、減免とは、減免対象者の申請により下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の一部または全額を免除することをいう。

(対象)

第 3 条 下水道条例第 21 条及び農集条例第 16 条に規定する減免の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているもの
- (2) 給水装置の故障等により増量した排水
- (3) 給水装置等からの漏水により、下水道への流入がなかったと認められるもの
- (4) 公衆浴場
- (5) 公共用プール
- (6) 前各号に定めるもののほか、その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認める場合

(公衆浴場)

第 4 条 前条第 4 号の公衆浴場は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められたものをいい、その他の公衆浴場は下水道条例 15 条に規定する一般汚水を適用し、減免の対象としない。

(減免額)

第 5 条 減免額は次の各号のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号の減免額は、下水道条例第 15 条及び農集条例 15 条により算定した使用料の全額とする。
- (2) 第 3 条第 2 号の減免額は、増量した水道等の水量に相当する使用料の金額とする。
- (3) 第 3 条第 3 号の減免額は、漏水した水道等の水量に相当する使用料の金額とする。
- (4) 第 3 条第 4 号の減免額は、認定使用水量の 20% に相当する使用料の金額とする。
- (5) 第 3 条第 5 号の減免額は、使用水量の 60% に相当する使用料の金額とする。
- (6) 第 3 条第 6 号の減免額は、管理者が認めた金額とする。

(漏水した水道等の水量の算出方法)

第 6 条 第 3 条第 3 号に規定する漏水した水道等の水量は、減免の対象となる期間の水道等の使用水量から、次の各号により算定された水量を差し引いて計算する。

- (1) 過去 3 年間の同時期の下水道使用料算定の基礎となった汚水排出量（以下「調定汚水排出量」という。）の平均値

- (2) 前号の算定が不可能な場合は、直近の過去3回分の調定汚水排出量
 - (3) 水道の使用水量が「漏水等に係る使用水量の認定に関する取扱要綱」により認定された場合については、前2号にかかわらずその認定水量とする。
- 2 前項の方法によることが困難な場合または適当と認められない場合については、使用の様態を勘案し算定する。

(申請)

第7条 減免申請は加古川市下水道条例施行規定（平成27年上下水道事業者管理規定第3号）第36条第1項に定める「下水道使用料減免申請書（様式第26号）」（以下「減免申請書」という。）もしくは、加古川農業集落排水処理施設条例施行規程（平成27年上下水道事業者管理規程第4号）により行うものとする。

2 減免の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、減免申請書に次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 福祉事務所長が発行する保護開始決定通知書または生活保護受給証明書
- (2) 第3条第2号に該当する場合 給水装置の故障等の箇所を修繕したことを証するもの及び増量した水量が算定できるもの ただし、赤水等の理由により水道料金の算定の基礎となった水量が減量された場合はその限りではない。
- (3) 第3条第3号に該当する場合 給水装置等の漏水箇所を修繕したことを証するものまたは漏水により排水設備への流入がなかったことを証するもの

(減免の適用等)

第8条 減免は、申請日以降に算定する使用料から減免事由が継続する限り適用し、その都度申請する必要はないものとする。ただし、第3条第6号に該当する減免の適用については管理者が定める。

2 第3条第3号に該当する場合で、水道料金がその漏水分を認定した場合においては、前項にかかわらず、水道料金と同じ期間を減免の期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に減免の適用を受けている者については、この要綱により減免の適用を受けたものとみなす。

生活保護制度の概要

生活保護の種類は、日常生活に必要な生活扶助、アパートなどの家賃である住宅扶助、医療サービスの費用である医療扶助などがある。

下水道使用料は、このうち生活扶助に含まれている。

| 生活を営む上で生じる費用 | 扶助の種類 | 支給内容 |
|---------------------------------|-------|--|
| 日常生活に必要な費用 (食費, 被服費, 光熱水費など) | 生活扶助 | 基準額は 第1類 食費等の個人的費用(年齢別に算定) 第2類 光熱水費等 の世帯共通的费用 (世帯人員別に算定)を合計して算出。 特定の世帯には加算(母子加算等)がある。 |
| アパートなどの家賃 | 住宅扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 義務教育を受けるために必要な学用品費 | 教育扶助 | 定められた基準額を支給 |
| 医療サービスの費用 | 医療扶助 | 費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし) |

上記のほか、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。

光熱水費等：生活保護基準算定の基礎となる全国消費実態調査の分類では、「光熱・水道」に分類され、「電気代・ガス代・他の光熱(灯油・石炭など)」と並び「上下水道料」とある。

下水道使用料料金体系

| 使用料 | |
|--------------------------------|--|
| 基本料金 | 10 m ³ まで 1,800 円 |
| 超過料金 (1 m ³ につき) | 10 m ³ 超 20 m ³ まで 40 円 |
| | 20 m ³ 超 50 m ³ まで 120 円 |
| | 50 m ³ 超 100 m ³ まで 170 円 |
| | 100 m ³ 超 300 m ³ まで 220 円 |

下水道使用料早見表 (2 カ月につき・消費税を含む)

| 使用水量 (m ³) | 下水道使用料(円) | 使用水量 (m ³) | 下水道使用料(円) |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 0~10 | 1,944 | 70 | 9,936 |
| 20 | 2,376 | 80 | 11,772 |
| 30 | 3,672 | 90 | 13,608 |
| 40 | 4,968 | 100 | 15,444 |
| 50 | 6,264 | 150 | 27,324 |
| 60 | 8,100 | 200 | 39,204 |

生活保護減免に係る兵庫県内29市の状況

| | 自治体名 | 級地 | 減免制度の有無 | 減免の内容 | 備考 |
|----|-------|-----|---------|--------------|----|
| 1 | 神戸市 | 1-1 | | | |
| 2 | 姫路市 | 1-2 | | | |
| 3 | 尼崎市 | 1-1 | | | |
| 4 | 明石市 | 1-2 | | | |
| 5 | 西宮市 | 1-1 | | | |
| 6 | 洲本市 | 3-1 | | | |
| 7 | 芦屋市 | 1-1 | 有 | 基本使用料を減免 | |
| 8 | 伊丹市 | 1-1 | | | |
| 9 | 相生市 | 3-1 | | | |
| 10 | 豊岡市 | 3-1 | 有 | 使用料を100%減免 | |
| 11 | 加古川市 | 2-2 | 有 | 使用料を100%減免 | |
| 12 | 赤穂市 | 3-1 | | | |
| 13 | 西脇市 | 3-1 | | | |
| 14 | 宝塚市 | 1-1 | 有 | 20立法メートルまで減免 | |
| 15 | 三木市 | 3-1 | | | |
| 16 | 高砂市 | 2-2 | 有 | 使用料を100%減免 | |
| 17 | 川西市 | 1-1 | | | |
| 18 | 小野市 | 3-1 | | | |
| 19 | 三田市 | 3-1 | | | |
| 20 | 加西市 | 3-1 | 有 | 使用料を100%減免 | |
| 21 | 篠山市 | 3-2 | | | |
| 22 | 養父市 | 3-2 | 有 | 使用料を50%減免 | |
| 23 | 丹波市 | 3-2 | 有 | 基本使用料を減免 | |
| 24 | 南あわじ市 | 3-2 | | | |
| 25 | 朝来市 | 3-2 | | | |
| 26 | 淡路市 | 3-2 | | | |
| 27 | 宍粟市 | 3-2 | | | |
| 28 | 加東市 | 3-2 | | | |
| 29 | たつの市 | 3-1 | | | |